

速報!

新型コロナウイルス感染対策 従事者慰労金 感染拡大防止対策支援金

2020年7月14日現在 宮城県保険医協会まとめ

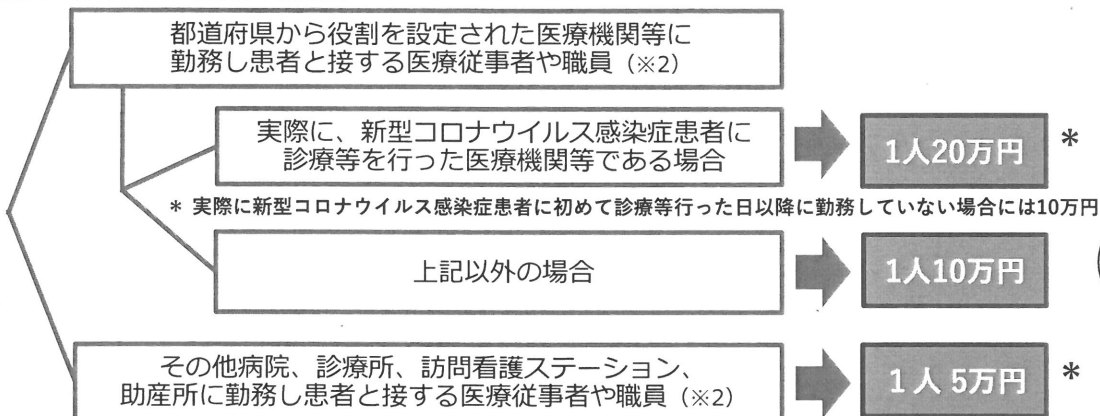
(岡山協会作成資料を参考に作成)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

全国すべての
保険医療機関が
支給対象です

給付対象・給付金額

(給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変更することはできません)



このいずれかに必ず該当します

* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※2 対象期間 (当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日 (新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。) のいずれか早い日 (岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16) から6/30までの間) に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

こちらをご確認ください。

該当すれば、パート、派遣、委託等でもOKです!

●慰労金を受給するための流れ

- ①自院の給付金額を上記3パターンから確認してください。
- ②対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めてください。
- ③申請書等を作成してください。申請書類等は原則としてオンラインにより提出します。

申請書は、厚生労働省や宮城県のホームページ等からダウンロードします。

※7月14日現在、申請書はまだアップされておられません。

提出方法は、国保連合会へのオンライン申請が想定されています。(レセプトのオンライン請求のシステムを流用)

申請期間は、レセプト請求期間をはずした15日~月末です。

* オンライン請求を行っていない医療機関は、①別のWEB申請窓口を利用、②CD-Rで提出、③紙媒体で提出、も可能とされています。

- ④慰労金が交付されたら、対象者に慰労金を給付してください。

この慰労金は非課税所得となります。

- ⑥慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、実績報告を行って、終了です。

「給付対象者一覧」

医療機関名	所属	担当	連絡先	備考
宮城県立第一総合病院	内科	田中	093-821-1111	
宮城県立第二総合病院	外科	佐藤	093-822-1111	
宮城県立第三総合病院	小児科	鈴木	093-823-1111	
宮城県立第四総合病院	産科	山田	093-824-1111	
宮城県立第五総合病院	皮膚科	中村	093-825-1111	
宮城県立第六総合病院	泌尿科	高橋	093-826-1111	
宮城県立第七総合病院	眼科	斎藤	093-827-1111	
宮城県立第八総合病院	耳鼻科	渡辺	093-828-1111	
宮城県立第九総合病院	歯科	森田	093-829-1111	
宮城県立第十総合病院	放射線科	山口	093-830-1111	
宮城県立第十一総合病院	麻酔科	北村	093-831-1111	
宮城県立第十二総合病院	救急科	水野	093-832-1111	
宮城県立第十三総合病院	ICU	木村	093-833-1111	
宮城県立第十四総合病院	NICU	高木	093-834-1111	
宮城県立第十五総合病院	NICU	高木	093-835-1111	
宮城県立第十六総合病院	NICU	高木	093-836-1111	
宮城県立第十七総合病院	NICU	高木	093-837-1111	
宮城県立第十八総合病院	NICU	高木	093-838-1111	
宮城県立第十九総合病院	NICU	高木	093-839-1111	
宮城県立第二十総合病院	NICU	高木	093-840-1111	

裏面もご覧ください